

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二 台湾産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則（平成9年12月19日付け9農産第8722号農産園芸局長通達）3（4）